

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第27回）開催結果概要

1 日時

平成21年1月19日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，仙田満，高口秀章，
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，安東章総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法について

手嶋民事局第一課長から，貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法について説明がなされた（資料1-1ないし1-3）。

イ 建築関係訴訟事件の長期化要因について

手嶋民事局第一課長から，建築関係訴訟の長期化要因について説明がなされた（資料2-1ないし2-4）。

（仙田委員）

日本では，欧米と比較して，建築産業の規模が大きく建築士の数も多いが，歴史的な経緯もあって，設計から施工まで同じ業者が一貫して行う場合が多いため，設計担当者が施工を監理して施工上のミスを施主に報告す

ることが少ないのが実情である。

客観的証拠の不足について、例えば、建築確認の申請時に設計契約書の添付を義務付けたり、着工届に工事監理契約書の添付を義務付けたりして、当事者に合意内容を書面化させる方策を検討すべきである。

従前は、建築関係の紛争が生じても、社会内での調整作用によって解決されるものも多かったが、今後は、このような社会の結び付きが薄れて、訴訟が増えるのではないかと思われる。

(中尾委員)

当事者の建物に対する思い入れが強いため、あらゆる不具合を瑕疵として主張する傾向があることも事実であるが、物理的な欠陥がある場合のみならず、契約違反や建築基準法上の係数値違反がある場合にも瑕疵として認定されることがあるため、当事者からすると、これらの点も広く瑕疵として主張せざるを得ないことも、争点が多くなる要因と思われる。

注文者である施主側が早期に建築士の協力を得られる態勢を整備しなければ、瑕疵一覧表すら作成できず、思いつく不具合をすべて主張するということになりかねない。費用の問題も含めて、専門家の協力態勢が十分に整備されていないことが、争点整理を困難にする一因のように感じる。

(二島委員)

建築関係訴訟の中でも、ADR等の話合いで解決できる面があるように感じるものが相当数ある。建築関係訴訟を調停に付して、どの程度の事件で調停が成立しているのか。

(手嶋民事局第一課長)

平成19年は、建築関係訴訟で調停に付した437件のうち、305件で調停が成立している。

(仙田委員)

アメリカでも建築関係の紛争の解決にADRがよく利用されているよう

であり、建築関係の紛争にはADRがなじみやすいのではないかと感じる。

(山本委員)

私も、建築関係の紛争には、ADRによる解決が向いているのではないかと考えている。建設工事紛争審査会等のADR機関が設置されており、今後、分析していく必要がある。

私が参加した弁護士ヒアリングでは、弁護士が建築士との間で継続的な協力態勢を構築している話を聞いた。建築関係に詳しい弁護士が全国的に増えるようになると、建築関係訴訟の争点整理も迅速に進む可能性がある。

表12の鑑定を実施した建築関係訴訟の平均審理期間は、平成16年からそれほど変わっていない。鑑定手続を改善する必要性を感じるが、例えば、建築関係訴訟において鑑定人を複数選任することはあるのか。

(手嶋民事局第一課長)

件数は把握していないが、建築関係訴訟においても鑑定人を複数選任することはある。また、法人に対して鑑定を依頼することもある。

(仙田委員)

建築の専門分野は多岐にわたるので、複数の専門家が専門分野ごとに協働して鑑定すべき場合もある。日本建築学会に設置した司法支援建築会議では鑑定人候補者を推せんしているが、同会議でも、複数の専門家の推せんを促進する必要がある。

(菅野審議官)

建築関係訴訟で鑑定を実施する事件というのは、調停に付して現地を見に行くなどしても話合いが成立しないような、真に複雑困難な事件ばかりであるため、鑑定手続以外の長期化要因も多く含んでいると思われる。

ウ 労働関係訴訟の長期化要因について

春名行政局参事官から、労働関係訴訟の長期化要因について説明がなされた(資料3)。

* 説明後，仙田委員は退席

(二島委員)

労働関係訴訟には専門的な処理態勢が必要であるとのことであったが，弁護士でも，使用者の代理人になることが多い者と労働者の代理人になることが多い者とがはっきりと分かれており，弁護士の専門化も進んでいる。

個別労働関係紛争であっても，就業規則の有効性が争われるような事案では，和解すると会社全体の労使関係にも影響が生じかねないため，使用者側は和解に慎重な態度をとる。また，労働者側も，労働組合の活動方針との兼ね合いから，和解に慎重になる場合がある。このように労働関係訴訟特有の和解を困難にする事情もある。

(飯田委員)

かつては労働関係訴訟というと，労働者が団結し，労使闘争の一環として裁判を起こすため，審理も長期化する印象があったが，労働審判により労働関係紛争が迅速に解決されているとなると，これまでとは紛争の性質が変わってきているのではないかと感じる。労働審判による迅速な解決の背景には，使用者側に有利な解決がなされる傾向があるなどといった事情はないのか。

(二島委員)

労働審判における調停成立率が70パーセント近くになっていることは，労働者も納得して終局する事件が多いことを示していると思われる。実感としても，むしろ使用者側に厳しい内容で調停が成立することが多い。

(中尾委員)

労働審判は労働者側からも高く評価されており，使用者側に有利な解決がなされる傾向があるとの評価は聞いていない。話合いになじむ事件が労働審判に持ち込まれているのかもしれない。

労働審判がこれほど評判よく利用されている原因は何か，早く進行する

からか、集中的に審理されて争点が明確になるからか、労使双方から選ばれる労働審判員の態勢が公平であるからかなどといった点を分析してもらいたい。

(菅野審議官)

事件の内容や紛争解決の中身に関するデータを取ることはできないが、これらを示す端緒となるデータがないかについては、もう少し検討したい。

(高橋座長)

訴訟事件の件数はそれほど減っておらず、労働審判の件数が増えていることからすると(図5)、これまでとは異なる性質の労働関係紛争が掘り起こされているように思われる。

(春名行政局参事官)

事件の種類は明らかではないが、訴訟、仮処分、労働審判の総数が年々顕著に増加しているので、新たな労働関係紛争が掘り起こされていると思われる。

(二島委員)

本人訴訟は増えていないか。労働審判では労働者側が代理人を付けないことが多いように感じるが、そのようなデータはないのか。

(春名行政局参事官)

検討の上、今後の検討会でお示ししたい。

(高橋座長)

少額訴訟も評判よく利用されているが、かといって少額訴訟のやり方を民事訴訟全般に適用するわけにはいかないように、労働審判のやり方を労働関係訴訟全体に適用するわけにはいかないのではないかと感じている。

エ ヒアリング結果の取りまとめについて

(高橋座長)

弁護士ヒアリング調査の結果、企業法務弁護士ヒアリング調査の結果及

び裁判官ヒアリング調査の結果が事務局から郵送されているが、これらについてご意見があれば、事務局まで連絡いただくか、次回の検討会でご発言いただきたい。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第28回 平成21年2月23日(月)午後2時から

第29回 平成21年3月18日(水)午後3時から

(以上)